

京 都 大 学 教 員 定 年 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 部局長は、総長に対し、定年に達する教員の退職の内申をしなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 <u>学系又は全学教員部の長（全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）</u>は、総長に対し、定年に達する教員の退職の内申をしなければならない。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>